

安城市物品購入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）及び安城市物品管理規則（昭和43年安城市規則第4号）に定めるもののほか、物品の購入（印刷を含む。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(物品購入の原則)

第2条 物品を購入するときは、まずその必要性を十分に検討し、現在所有している物品の修理、リフォーム、共同利用、レンタル等も考えるとともに、数量をできるだけ抑制し、環境に配慮した物品を選択しなければならない。

2 購入する物品の選択に当たっては、市内業者（安城市競争入札参加資格者名簿に安城市内に本店又は支店を有する者として登録されている者をいう。以下同じ。）が取り扱えるものを優先するものとする。

(物品見積（入札）執行伺)

第3条 安城市物品管理規則第13条に規定する物品見積（入札）執行伺の提出は、安城市決裁規程（昭和58年安城市訓令第2号）別表第1財務関係の表予算執行伺の項に規定する決裁区分に従った決裁（以下単に「決裁」という。）を受けた後に行うものとする。

(主管課の調達範囲)

第4条 安城市物品管理規則第16条第4号に規定するその他契約検査課長が指定した物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 見込金額が5万円以下の物品
- (2) 単価による契約（常時購入を必要とすると契約検査課長が認めた物品について、その規格及び単位当たりの価格だけを決定し、金額はその給付の実績によって算定することを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づいて購入することとされた物品
- (3) 別表に定める物品
- (4) 緊急を要する物品
- (5) その他契約検査課長が必要と認めた物品

2 前項第1号に掲げる物品の購入は、物品見積（入札）依頼書を作成し、担当係長の確認を受けた後に行うものとする。

3 第1項第5号に掲げる物品のうち、見込金額が5万円超~~80~~150万円以下の

物品の購入は、決裁を受けた物品見積（入札）執行伺及び担当課長の決裁を受けた購入委託希望理由書を契約検査課に提出した後に行うものとする。

（業者の選定）

第5条 物品の購入を行う場合には、安城市競争入札参加資格者名簿に掲載された者のうち、次のいずれにも該当するものを選定するものとする。

- （1）営業開始後、同種の業務を引き続き1年以上営んでいる者
- （2）物品の納入を速やかに行うことができる者
- （3）見積依頼に対して、常に協力的である者
- （4）市内業者である者。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 購入しようとする物品が安城市競争入札参加資格者名簿に掲載された市内業者で取り扱われていないと認められる場合

イ その他特に必要があると認められる場合

（見積書の徴収）

第6条 見積書の徴収は、物品の購入の都度行うものとする。

2 単価による契約をする場合には、その物品を明示して、有効期間を1年以内とした見積書の徴収を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる物品の購入については、見積書の徴収を省略することができる。

- （1）第4条第1項第1号又は第4号に該当する物品の購入
- （2）その他特に必要があると認められる物品の購入

（物品の注文）

第7条 契約の相手方を決定したときは、注文書を作成し、物品を購入する相手方に送付するものとする。

（請書の作成）

第8条 安城市契約規則第29条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合であっても、契約金額が20万円を超えるときは、同条第2項に定める請書を作成するものとする。

（物品の検収）

第9条 納入された物品については、安城市物品検査に関する要綱（平成16年4月1日施行）に定めるところ及び納品書により検収する。

（オープンカウンタ）

第10条 見込金額が5万円超150万円以下の物品の購入については、第4条第1項第2号から第5号までに掲げる物品の購入を除き、オープンカウンタ（相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する者で、参加を希望するものから見積書を徴収し、見込金額の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方式をいう。）によるものとする。

（条件付き一般競争入札）

第11条 予定価格が150万円を超える物品の購入については、条件付き一般競争入札によるものとする。ただし、入札審査委員会が指名競争入札又は随意契約によることが適当と認めた場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に起案する物品の購入（印刷を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に起案する物品の購入については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		主管課で調達するもの
報償費		金券、図書券その他のもので価格が一定しているもの
需用費	消耗品費	1 安城市物品管理規則第16条第1号から第3号までに掲げる物品 2 植物等園芸材料、布地、スペアキー、営繕補修材料その他店頭で購入する必要がある物品
	印刷製本費	フィルムの現像、焼付け及び引き伸ばし
原材料費		工事用資材
備品購入費		1 図書 2 美術品、展示品及び収蔵品類 3 学校の用に供する教科書、指導書及び準拠教材